

＜抜粋＞

令和6年度

# 放課後児童クラブ 加入の手引き

大野市教育委員会事務局 こども支援課

〒912-8666

福井県大野市天神町 1-1

結とぴあ 1階 1番窓口

電話 0779-64-5140

## 5 児童クラブでの生活の流れ

○学校から集団下校し、宿題、読書、自由遊び、集団活動などの活動をして過ごし、保護者がお迎えに来た児童から随時帰宅します。

○基本的な生活習慣を身に付けるため、机に向かう時間を設けていますが、児童クラブは学習を目的とした場ではありません。職員が宿題をチェックすることはありませんので、学習の内容についてはご家庭でご確認をお願いします。

### ○活動例

- (1) 学校から順次児童クラブに来所
- (2) 着替え
- (3) 宿題 ※宿題については、児童の自主性に任せています。
- (4) 集団遊び、または自由遊び
- (5) 保護者がお迎えに来た児童から随時帰宅  
※お迎えは午後6時までとなっています。

## 6 加入の要件について

○対象になるのは、児童と同居する大人全員（ただし、76歳以上の方を除く）と、別居の祖父母（76歳以上である場合と校区外に住んでいる場合を除く）が、次の要件のいずれかに該当する場合です。

○自営業、農業の場合は、勤務地等によって入会できないことがあります。

|   | 事由    | 内容                                                |
|---|-------|---------------------------------------------------|
| ① | 就労    | 新1～3年生：14時30分以降も勤務していること<br>新4～6年生：15時以降も勤務していること |
| ② | 就学    | 大学、専門学校や職業訓練校に通っていること                             |
| ③ | 妊娠・出産 | 妊娠中または出産後間がないこと（産前8週、産後8週まで）                      |
| ④ | 疾病・障害 | 疾病・負傷または心身に障害を有していること                             |
| ⑤ | 介護・看護 | 親族を介護または看護をしていること                                 |
| ⑥ | その他   | 上記以外の理由（やむを得ない理由があると教育長が認める場合）                    |

### ① 就労

【条件】保護者等が児童の下校時に就労していること（自営業、農業などを含む。）

【必要書類】（1）会社員や公務員などの場合

- ・ 就労証明書（指定様式。勤務先の企業等に作成を依頼してください。）
- （２）自営業の場合（次の両方が必要）
- ・ 就労証明書（指定様式。自身で作成してください。）
  - ・ 営業していることが分かる書類  
（営業許可証、開業届、登記簿等の写し、確定申告書などの写し）

令和４年度から、就労証明書の証明印が不要となりました。  
これにより、勤務先企業等が作成した証明書のデータをＥメールなどで受け取り、そのままオンライン申込に使用することが可能となります。

## ② 就学

- 【条 件】大学、専門学校や職業訓練校に通っていること  
【必要書類】在学証明書（指定様式）

## ③ 妊娠・出産

- 【条 件】保護者（母）が妊娠している、または出産後間がないこと  
【必要書類】母子手帳の写し（保護者氏名と出産予定日が分かる部分）  
【有効期間】産前８週、産後８週まで

## ④ 疾病・障害

- 【条 件】病気、負傷、障害により保育ができないこと  
（本人が介護を必要としている場合を含む）  
【必要書類】以下①②③のいずれか  
①障害者手帳等の写し  
②医師診断書（任意様式。通院を要する旨や保育ができない旨の記載が必要）  
③その他、入院や通院により保育ができないことが分かる書類

## ⑤ 介護・看護

- 【条 件】親族を介護または看護していること  
【必要書類】以下①②の両方  
①介護・看護申立書（指定様式）  
②介護保険被保険者証の写し、障害者手帳等の写しまたは医師診断書

## ⑥ その他

- 【条 件】やむを得ない理由があると教育長が認める場合  
【必要書類】その他の理由を証明する書類